

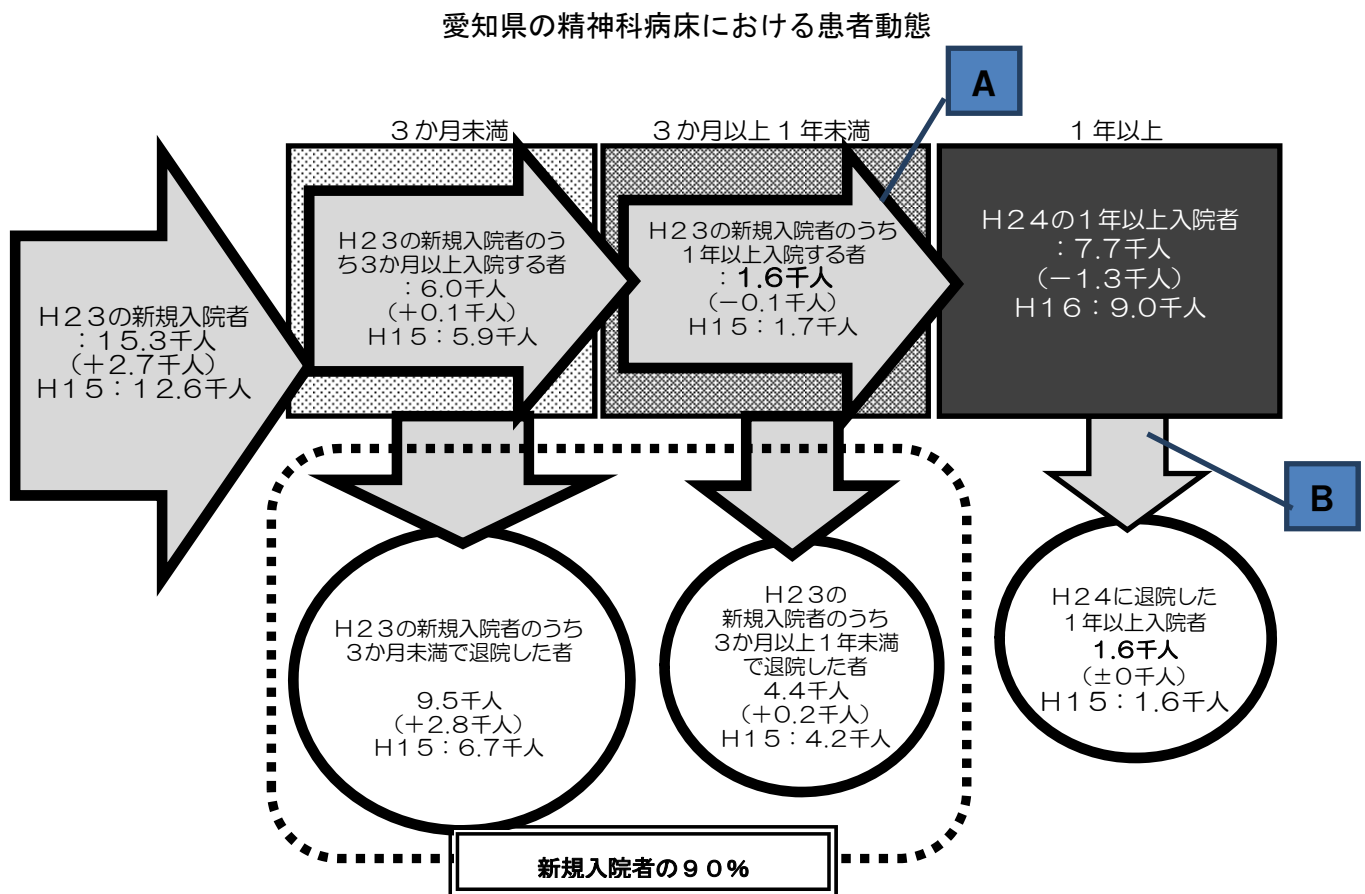
精神障害者地域移行支援の取り組みについて

1. 背景

平成 26 年 3 月に告示された「良質かつ適切な精神障害者に対する医療の提供を確保するための指針」の前文では、今後の精神障害者施策（保健・医療・福祉）の方向性として、「入院医療中心の精神医療から、精神障害者の地域生活を支えるための精神医療へ」と転回を図り、精神障害者が地域社会の一員として安心して生活できるようにすることを目指すことが示されている。

2. 現状

愛知県の精神科病床における患者の動態（推計値）を見ると、1 年以上の長期入院患者のうち年間約 1,600 人が退院し（矢印B）、同時に同じく約 1,600 人の新規の長期入院者が発生しており（矢印A）、結果として出・入が均衡し、長期入院者の総数がほぼ一定という状況になっている。



（資料：平成 16 年度、平成 24 年度厚労省「精神保健福祉資料」より推計）

3. 今後の対応

(1) 基本的方向性

精神障害者の地域移行を着実に進めるためには、いわゆる「ニューロングステイ」の予防（＝矢印Aを細くする）と、長期入院の解消（＝矢印Bを太くする）の両面が必要である。

この点に関して、現在策定を進めている「第 4 期障害福祉計画」（計画期間：平成 27～29 年度）において、国が示している基本指針との対応関係を示せば次表のとおりである。

第4期障害福祉計画に係る国の基本指針とそのねらい、及び愛知県の状況

ねらい	国が示す平成29年度時点の目標値	平成24年度における愛知県の状況 (国目標に準拠した場合の必要値)
(A)ニューロングステイの予防 = 矢印Aを細く	(1)入院後3か月時点の退院率を64%以上とする (2)入院後1年時点の退院率を91%以上とする	(1) 61% (+3%の上昇) (2) 90% (+1%の上昇)
(B)長期入院の解消 = 矢印Bを太く	※数値目標は示されていない。	※H24に退院した1年以上入院者 推計約1,600人
(A)+(B)により 長期在院者の総数を減らす	(3)在院期間1年以上の長期在院者を平成24年よりも18%以上減少させる	(3) 長期在院者数 7,655人 (6,277人以下にする)

(2) 課題と方策

①ニューロングステイの予防

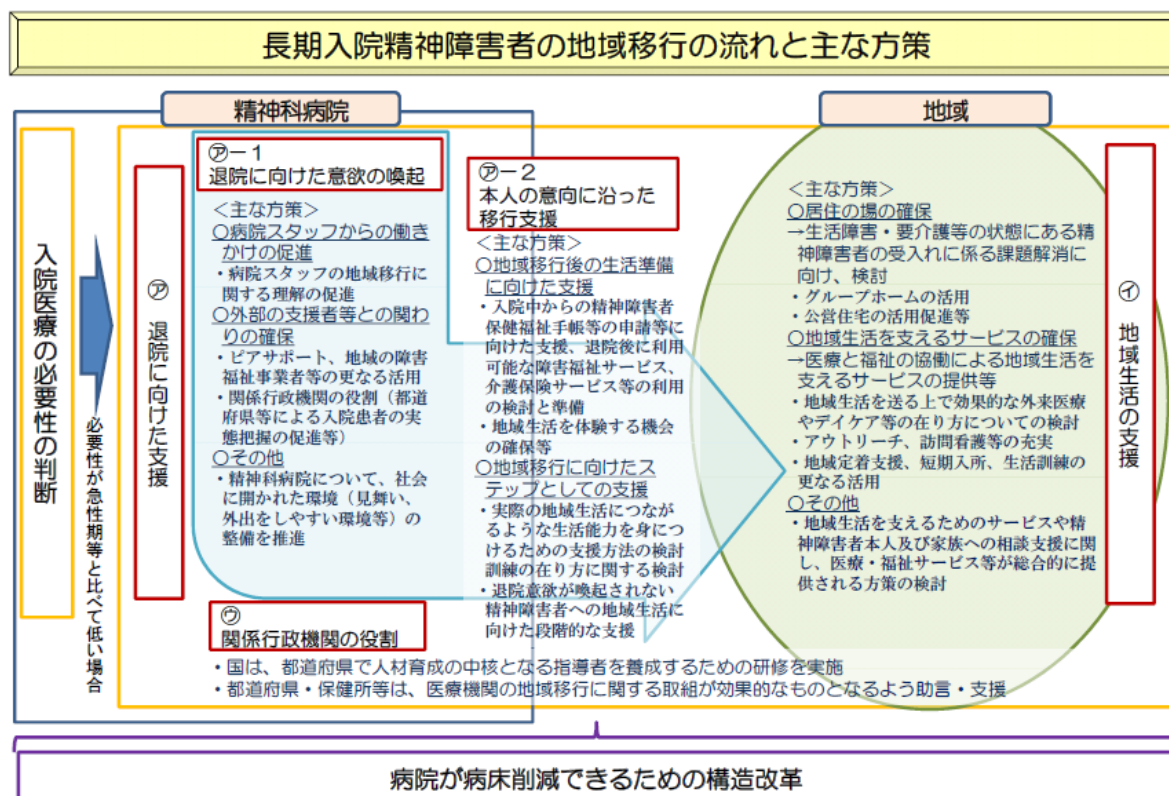
改正精神保健福祉法によって、精神科病院管理者には、医療保護入院者の退院促進のために以下の措置をとる責務が新たに加わった。

- 退院後生活環境相談員の選任義務。平成26年4月1日時点の医療保護入院者全員に選任。
- 地域援助事業者（相談支援専門員・介護支援専門員のいる事業所）紹介の努力義務化。
- 平成26年4月1日以降に入院した在院期間1年未満の医療保護入院者について、医療保護入院者退院支援委員会の開催義務。平成26年3月31日以前の入院者及び在院期間1年以上の入院者については任意開催。

これによって、新規医療保護入院者の退院支援の制度は一定の整備が図られたといえるが、その実効性を高めるためには、従来以上に医療と福祉の連携強化を図ることが求められる。

②長期入院の解消

長期入院解消については、国の障害福祉計画の中で目標値が示されていない。しかし、平成26年7月14日に公表された「長期入院精神障害者の地域移行に向けた具体的方策の今後の方向性」において、長期入院解消の方策が下図のように整理された。



その柱となるのは、病院スタッフや外部支援者の働きかけによって、入院患者本人の退院意欲を喚起すること、入院中から積極的に障害福祉サービス・介護保険サービスを利用して、地域移行の準備を進めること、それと並行して地域で居住の場を確保すること、さらに退院後の地域生活を支える医療・福祉サービスの提供体制を確保すること等であり、**都道府県は、それらの取組が効果的なものとなるよう助言・支援**をしていくことが求められている。

③重点施策：2つのポイントと3つの取組

以上のことを踏まえ、県としては次表に掲げるポイントと取組に力点を置き、事業展開を図ることとする。

県として今後の地域移行支援を進める上でのポイントと具体的取組

2つのポイント	3つの取組
(1) 短期～長期入院者の地域移行・地域定着を促進するための 医療と福祉の連携強化	(1) 医療と福祉双方の関係者を対象とする合同研修会の開催
	(2) 医療と福祉を結びつける保健所のコーディネート機能の強化
(2) 主として長期入院者の退院を可能とするための 受け皿づくり	(3) グループホームの積極的整備

4. 今後の取組

(1) 医療・福祉双方の関係者を対象とする研修会の開催

平成 26 年度は、愛知県と名古屋市が共同で、「保健・医療・福祉の連携による地域移行支援」をテーマとした研修会を、10 月と 1 月に開催した。開催に当たっては、企画段階から愛知県精神保健福祉士協会、愛知県相談支援専門員協会の協力を求め、延べ受講者は、病院関係者 66 人、福祉事業所職員 131 人、行政関係者（保健所含む）47 人の計 244 名に達し、県内の全圏域から参加が得られた。

平成 27 年度も、引き続き保健・医療・福祉の連携による地域移行支援をテーマにした研修を実施する。

(2) 医療と福祉を結びつける保健所のコーディネート機能の強化

現在、各保健所で実施している地域体制整備活動を、平成 27 年度に向けて以下の枠組みに沿って再整理し、地域におけるコーディネート機能の強化充実を図る。

①病院と地域援助事業者の仲介・紹介	管内の事業所及び病院の状況把握、把握した状況の地域への還元（事業所・病院相互の紹介）、事業所の患者訪問への同行、等
②管内の広域的な地域移行体制整備及び連携推進	自立支援協議会への参加、関係機関との連携を図るための会議への参加・開催、管内の地域移行支援研修への参加・開催、等
③関係機関とともに相談活動・訪問支援の実施	個別支援のための会議や事例検討への参加・開催、退院支援委員会への参加、困難事例の地域移行にむけてのケースワーク、相談支援事業所等に対する活動協力、訪問同行、等
④地域における理解の促進	地域移行に係る一般への普及啓発活動、等

(3) グループホームの積極的整備

県障害者自立支援協議会地域生活移行推進部会と連動しながら、平成 27 年度も、引き続き「グループホーム整備促進制度」によるグループホームの整備支援を進める。

「医療」と「地域・福祉」の連携強化による地域移行促進
及び県の取組の概念図

